

令和8年度「寿司職人お試し就職支援事業」求職者とのマッチング支援業務仕様書

1 委託事業の名称

令和8年度「寿司職人お試し就職支援事業」求職者とのマッチング支援業務

2 委託業務の目的

県内の寿司店への就職に関心のある求職者を本県へ呼び込み、寿司店とのマッチング機会の拡充により、「寿司職人お試し就職支援事業」の活用を促進し、お試し就職実施者数を前年度実績（5名）の2倍以上とすることを目指す。これを通じて、県内の寿司店の人材育成・確保につなげ、本県の「寿司」の提供体制を維持・強化することを目的とする。

3 委託業務の期間

契約締結の日から令和9年3月26日(金)

4 業務内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。なお、業務の遂行にあたり、事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については、富山県と協議の上、実施すること。

(1) 本業務のターゲット等の設定及びアプローチ手法の提案

県が想定する本業務の基本的なターゲット等は以下の通りである。この基本方針を踏まえ、自らの人材採用やマッチングに関する知見を活かし、より効果的なターゲットの細分化や、ターゲット層に合わせたアプローチ方法を提案すること。

地域	県外
年代	18歳～50代
価値観	<ul style="list-style-type: none">・現在の居住地にこだわらず、転居も視野に入れられる方・飲食業界に携わっている、または今後関わりたいと考えている方・新鮮な魚やシャリなど、素材の質に興味・関心を持っている方・手に職を付け、専門的な技術を身に付けたいと考えている方・新しい環境で自分の可能性に挑戦したい方
訴求内容	<ul style="list-style-type: none">・魚種が豊富で漁場が近い富山の地で寿司職人として働く魅力・就職後、早い段階で握りの技術習得に取り組める魅力

※提案にあたり、ターゲットの属性（「飲食業経験者」と「未経験者」など）の違いに応じて、訴求内容や媒体を分けて具体的に提案すること。

(ターゲットに起こしてもらいたい行動変容)

行動変容	<ul style="list-style-type: none">・「寿司職人お試し就職支援」事業の制度を活用し、富山県内の参画寿司店でお試し就職を行う。・お試し就職後、県内へ移住し、県内寿司店で働き、修業を行う。
------	---

(ターゲットの見直しの提案)

ターゲットに対して求人情報を訴求した結果、想定とは異なるエリア、年齢等をターゲットとすることが本業務の目的を達成するために、より効果的であると判断できるデータの蓄積があった場合は、その根拠とともに、県に対して助言及び提案を行い、ターゲットの見直しについて、協議するものとする。

(2) 求職者への情報発信

● 交通費助成、滞在費助成が充実していることを情報発信

お試し就職期間前の交通費助成、お試し期間中の滞在費助成が充実していることを発信すること。

● 富山での生活に対する不安を解消するための情報発信

本人や家族が富山での生活に対する不安を解消するための情報を発信すること。

● 参画寿司店の魅力を整理・求人票を作成

参画寿司店(現在9社19店舗。委託期間中も随時、追加の可能性あり)の人手不足等の現状把握や、強みや差別化ポイントを把握するためにヒアリングを実施し(店舗訪問やオンラインなど手段は問わない)、各店舗で実際に働く魅力を求職者へ伝えられるよう、求人票の作成も含めた情報発信方法を提案すること。

● 求人媒体への情報掲載

飲食業、特に「寿司職人」に興味を持つ層へリーチ可能な求人媒体を活用し、参画寿司店の求人情報や「寿司職人お試し就職支援事業」の参加者募集情報を少なくとも5か月以上掲載すること。また、その際に他県にはない魚種の豊富さや、魚介の質の高さなど、富山県ならではの魅力も併せて掲載すること。

● ダイレクトマーケティングの活用

飲食業、特に「寿司職人」に興味がある求職者や、寿司店での勤務経験がある求職者に対して、ダイレクトマーケティングの手法で本事業の参加者募集情報を直接届ける方法を提案すること。なお、情報を届ける対象人数は合計1,500人以上とし、複数回に分けて発信を行うこと。その際に、求職者の年代や属性に応じて適切なアプローチに変更すること。

● その他の情報発信

上記以外にも次の点について適宜提案すること

① 県内寿司職人養成校の受講生募集に関する情報発信方法

②県内寿司店と潜在層の求職者をつなぎ、マッチングを促進できる情報発信方法(デジタル広告配信など)

(3) 参画寿司店、県担当者へのフォロー体制

- **参画寿司店へのフォロー体制**

事業に参画する寿司店からの相談を受け付ける窓口を設けること。電話やオンラインなど、対応方法は問わない。

- **県担当者のフォロー体制**

採用に関する知識や、飲食業界における採用の現状などを踏まえ、本事業の県担当者が相談できる体制を整備すること。

(4) その他

- 仕様書に記載された業務に加え、プロポーザルにおいて提案した企画に係る業務を実施すること。
- 事業委託により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとする。
- 求職者、お試し就職参加者、参画寿司店など本事業に関わる関係者に対してアンケートやヒアリングを行い、取りまとめて次年度に向けた提案を行うこと。
- ヒアリング項目については、県と調整のうえ決定すること。

5 成果物

本業務の結果について、事業実績報告書を作成の上、県に提出すること。

6 その他業務実施上の条件

- 受託者は、関係法令を遵守すること。
- 受託者は、本業務に係る個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 受託者は、必要に応じて適宜、委託者と打合せを行うこと。
- 本仕様書に明示のない事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。